

旭川医科大学医学部医学科教育プログラム評価規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学医学部医学科教育プログラム評価規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部医学科教育プログラム評価規程（平成30年旭医大達第39号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学（以下「本学」という。）の教育の内部質保証に資するため、本学医学部医学科の教育プログラム及び医学教育の実施状況（以下「<u>医学科教育プログラム等</u>」という。）について、自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（自己点検・評価の実施方法等）</p> <p>第2条 <u>医学科教育プログラム等</u>の自己点検・評価を実施するため、本学に<u>医学部医学科教育プログラム評価委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。</p> <p>(1) <u>医学科教育プログラム等</u>の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。</p> <p>(2) <u>医学科教育プログラム等</u>の自己点検・評価の実施に関すること。</p> <p>(3) 前号の自己点検・評価の結果（以下「評価結果」という。）の公</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学（以下「本学」という。）の教育の内部質保証に資するため、本学医学部医学科の教育プログラム及び医学教育の実施状況（以下「<u>教育プログラム等</u>」という。）について、自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（自己点検・評価の実施方法等）</p> <p>第2条 <u>教育プログラム等</u>の自己点検・評価を実施するため、本学に<u>旭川医科大学教育プログラム評価委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。</p> <p>(1) <u>教育プログラム等</u>の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。</p> <p>(2) <u>教育プログラム等</u>の自己点検・評価の実施に関すること。</p> <p>(3) 前号の自己点検・評価の結果（以下「評価結果」という。）の公</p>

表に関すること。

- (4) その他医学科教育プログラム等の自己点検・評価に関すること。
(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長 (評価担当)
- (2) 病院長 (新設)
- (3) 看護部長 (新設)
- (4) 基礎医学講座に所属する教員 若干人
- (5) 臨床医学講座に所属する教員及び病院に所属する教員のうちから 若干人
- (6) 一般教育に所属する教員 若干人 (新設)
- (7) 事務局長
(削除)
- (8) 学外の有識者 若干人
- (9) 医学科の学生 若干人
- (10) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号から第6号及び第8号から第10号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号から第6号、第8号及び第10号の委員の任期は2年、第9号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

表に関すること。

- (4) その他教育プログラム等の自己点検・評価に関すること。
(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 医学科基礎医学講座に所属する教員 若干人
- (3) 医学科臨床医学講座に所属する教員及び病院に所属する教員のうちから 若干人
- (4) 事務局長
- (5) 看護部長
- (6) 学外の有識者 若干人
- (7) 医学部医学科の学生 若干人
- (8) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第6号から第8号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号、第6号及び第8号の委員の任期は2年、第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事等)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第1項第8号及び第9号の委員がそれぞれ1人以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(点検評価事項等)

第7条 医学科教育プログラム等の具体的な自己点検・評価の項目及び実施時期は、委員会が別に定める。

(略)

(評価結果の対応)

第10条 学長は、委員会が実施した評価結果に基づき改善が必要と認められるものについては、その改善に努めるものとする。

2 学長は、評価結果に基づき関連する学内の委員会等において改善策を検討することが適当と認められる事項については、当該事項の改善策の検討を関連委員会等に付託するものとする。

3 委員会は、評価結果を本学ホームページで公表するものとする。 (新設)

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、医学科教育プログラム等に係る自己点検・評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(略)

附 則

1 この規程は、令和7年1月8日から施行する。

(議事等)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、教育プログラム等の自己点検・評価を実施する場合は、第3条第1項第2号から第4号の委員から半数以上、かつ、第3条第1項第5号及び第6号の委員から半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(点検評価事項等)

第7条 教育プログラム等の具体的な自己点検・評価の項目及び実施時期は、委員会が別に定める。

(略)

(評価結果の対応)

第10条 学長は、委員会が実施した評価結果に基づき改善が必要と認められるものについては、その改善に努めるものとする。

2 学長は、評価結果に基づき関連する学内の委員会等において改善策を検討することが適当と認められる事項については、当該事項の改善策の検討を関連委員会等に付託するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学生支援課の協力を得て、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教育プログラム等に係る自己点検・評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(略)

2 この規程の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、第3条第1項第4号から第6号、第8号及び第10号の委員は令和8年3月31日までとし、同項第9号の委員は令和7年3月31日までとする。

【改正理由】

看護学科教育プログラム評価規程の制定に伴い所要の改正を行うとともに、規程の整備を図るものである。